

第 13 号議案

公益的法人等への中野区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 31 年 2 月 26 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

地方税法の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

公益的法人等への中野区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への中野区職員の派遣等に関する条例（平成29年中野区条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号を次のように改める。

(1) 地方税共同機構

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。